

副首都として広域が担うべき事務の 考え方について(議論用資料)

副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会

事務局:副首都推進局

【資料の目的・位置づけ】

- ◆ 本資料は、第1回協議会における会長からの指示を受け、事務分担にあたり広域事務をどのように考えるべきか協議いただく参考として、副首都推進局で作成したもの
- ◆ また、本資料は、所管部局との調整を経たものではなく、実際の事務分担の整理にあたっては、所管部局との綿密な協議・調整を経て決定していくことを想定している

【論点】

副首都・大阪をめざすにあたり、広域と基礎の事務分担をどのように考えるべきか

＜資料の構成＞

- 1 副首都について
- 2 事務分担の考え方
- 3 分野ごとの事務分担のイメージ
- 4 広域事務に関する事例

1 副首都について

1. 副首都法案について

現在開会中の国会での副首都法の成立をめざし、与党間で協議が行われている

副首都法骨子案(ポイント)で示された内容

【副首都が担う機能】

多極分散型経済圏の形成の中核となる機能

大規模災害時に一定期間、首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能

【副首都の要件】

副首都が担う機能を十分発揮するために必要な地方行政体制について政令で定める要件を備えること
【政令イメージ】 ①「政令市+県」(連携協約等)、 ②特別区の設置 ※制度化された場合は、「特別市」

副首都は、道府県の申請に基づき、内閣総理大臣が指定

副首都に指定される道府県は、政令で定める地方行政体制を備えることが必要

副首都としての機能を最大限発揮できるように
副首都をめざす大阪において、効果的・効率的に広域事務を実施する必要

2 事務分担の考え方

2-1. 事務分担の基本的な考え方

1回目協定書 (平成27年)

大阪府 府市の二重行政を解消し、広域機能を一元化。権限は都道府県・政令市を基本

- 大阪全体の成長、都市の発展及び安心・安全に関わる事務や特別区の連絡調整に関する事務等を実施

特別区 中核市を上回る権限 ⇒基礎自治体重視のサービス提供体制を確保

- 中核市権限を基本。加えて、政令指定都市権限、都道府県権限であっても、住民に身近なものは特別区が担う
- あわせて、住民生活に密着しているものは、東京特別区にはない権限であっても特別区が担う

2回目協定書 (令和2年)

大阪府 都道府県・政令市権限 + 大阪全体の成長、都市の発展等に関わる事務

- 都道府県・政令市権限の事務(ただし、住民に身近な事務は特別区)
- 大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務等(中核市や一般市権限でも府が実施)

特別区 中核市・一般市権限 + 住民に身近なもの

- 中核市・一般市の事務(大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務を除く)
- 地域のまちづくり(広域的対応が必要なものを除く)、住民生活に密着した都市基盤整備に関する事務
- 都道府県・政令市権限の事務であっても、住民に身近なものは特別区が実施

今回

副首都・大阪を担う地方自治体として、広域事務を一元化する必要

- ◆ 大阪府は、副首都として「経済成長」と「首都機能代替」という機能を果たす。このために必要となる広域事務を大阪府に一元化
- ◆ 特別区は、地域の実情に応じた住民に身近なサービスに専念
- ◆ 大阪市における現在の住民サービスの内容や水準は維持

2-2. 事務分担の考え方のパターン

広域自治体(大阪府)と基礎自治体(特別区)の事務分担については、以下の3パターンが考えられる

パターン

A

1回目協定書(平成27年)の考え方

- 広域:都道府県・政令市権限の事務
- 基礎:中核市・一般市権限の事務

パターン

B

2回目協定書(令和2年)の考え方

- 広域:都道府県・政令市権限の事務+大阪全体の成長等
- 基礎:中核市・一般市権限の事務+住民サービス

パターン

C

東京都ベース

- 広域:東京都が担っている事務
- 基礎:特別区(23区)が担っている事務

副首都・大阪を担う地方自治体として、どの考え方をもとに事務を仕分けすべきか

2-3. 東京都が担う事務

- ◆ 東京都の区域においては、地方自治体には、広域自治体としての「都」と、基礎自治体としての「特別区及び市町村」がある
- ◆ 特別区の区域においては、大都市地域における行政の統一性と一体性を確保するため、都が一部の市町村権限の事務を一元的に担う（都の特例）
- ◆ さらに、東京都は、法で義務付けられていない多くの任意事務を担っている

	東京都の状況
まちづくり (都市計画)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 政令市権限に加え、<u>市町村権限である特例容積率適用地区の都市計画決定等、まちづくりに関する幅広い事務を都が実施</u>
交通ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 主要な道路、都営交通(地下鉄、バス、都電等)、港湾といった<u>交通ネットワークを形成するインフラ整備は、都が実施</u>
産業・経済	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国際戦略総合特区、スタートアップ、国際金融都市など、地方公共団体事務や任意事務として、<u>多くの産業・経済振興に関する事務を都が担っている</u>
消防	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>特別区部を都が管轄し、稲城市以外の多摩地域29市町村が都に委託</u>
上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>上水道は、都が特別区部及び多摩地域の大部分で供給</u> ➤ <u>下水道は、都が特別区部を管理し、多摩地域では、都は主に流域下水を管理</u>

3 分野ごとの事務分担のイメージ

【注】

- ◆ 次ページ以降の「分野ごとの広域・基礎の事務分担イメージ」に記載の事務は、いずれも大阪府・大阪市が実施している事務であり、「地方公共団体事務＋任意事務」の列に記載している任意事務は、東京都でも類似の事務を実施しているものを抽出したものである。
また、事務の末尾に(都・区)と記載している事務は、東京都でも特別区でも実施しているものである。
ただし、ホームページを参考に調べた範囲で記載しているため、正確でない場合がある。

3. 分野ごとの広域・基礎の事務分担イメージ（1 / 5）

⋯⋯⋯ A:1回目協定書ベース
- - - B:2回目協定書ベース
C:東京都ベース

まちづくり、都市基盤整備	
法令等事務	地方公共団体事務 + 任意事務
府 都 県 道 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域指定 ・指定区間の一級河川、二級河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水道事業 ・うめきた地区開発関連事務、新大阪駅周辺地域のまちづくりの検討 ・北陸新幹線・リニア中央新幹線整備促進検討事務 ・公園・緑化事業計画関連業務 A:1回目 ・一級河川(一部)の水面清掃 ・南港ポートタウン関連業務 ・広域事業用地取得
政 令 指 定 都 市 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画(マスタープラン、区域区分、都市再生特別地区等) ・都市計画(高速道路、一般国道、都道府県道、都市高速鉄道) ・指定区間外の国道、都道府県道の管理 ・指定区間の一級河川(一部)、二級河川(一部)の管理 	
<ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業認可 	
中 核 市 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の規制 ・市街化区域・調整区域内の開発許可 ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 	
<ul style="list-style-type: none"> ・開発審査会 	
一 般 市 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の管理 ・都市計画(用途地域、特例容積率適用地区等) ・上水道の管理 	
<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画(地区計画等) ・市町村道の建設・管理 ・準用河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅市街地総合整備事業、公共団体施行の土地区画整理事業(都・区) ・駐車対策事務(都・区)

広域

基礎

※ 末尾に(都・区)と記載している事業は、東京都でも特別区でも実施しているもの

3. 分野ごとの広域・基礎の事務分担イメージ (2/5)

..... A:1回目協定書ベース
--- B:2回目協定書ベース
C:東京都ベース

	産業		都市魅力	
	法令等事務	地方公共団体事務+任意事務	法令等事務	地方公共団体事務+任意事務
都道府県		<ul style="list-style-type: none"> 企業等の誘致に関する事務 産業振興拠点における支援事業 融資制度(経営支援等以外) 雇用施策の推進(一時相談等以外) 		<ul style="list-style-type: none"> 観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整 観光交流の促進(夢洲地区の観光拠点形成)
政令指定都市	<ul style="list-style-type: none"> 商工会議所の定款変更の届出等 	<ul style="list-style-type: none"> 計量啓発、特定計量器定期検査事務管理システム 雇用施策の推進(一時相談や地域の福祉施策と一体で実施等) 	<ul style="list-style-type: none"> IR事業化推進 	<ul style="list-style-type: none"> 文化振興(アーツカウンシル、中央公会堂等) 競技スポーツ振興施策(大阪マラソン、大阪市長杯世界スーパージュニアテニス選手権等)
中核市	<ul style="list-style-type: none"> 計量 	<ul style="list-style-type: none"> 融資制度(経営支援等)(都・区) 商業魅力向上事業(ハード事業)(都・区) 	<p style="color: red; font-weight: bold;">A:1回目・B:2回目</p>	
一般市	<ul style="list-style-type: none"> 工場の立地に関する勧告・命令等 商店街振興組合の設立・解散の認可等 商店街の高度化事業計画等の認定 中小企業信用保険法に基づく認定等 生産緑地地区に関する相談等 農地転用の届出受理等 			

広域

基礎

※ 末尾に(都・区)と記載している事業は、東京都でも特別区でも実施しているもの

3. 分野ごとの広域・基礎の事務分担イメージ (4/5)

..... A:1回目協定書ベース
--- B:2回目協定書ベース
C:東京都ベース

	福祉		保健・医療		
	法令等事務	地方公共団体事務+任意事務	法令等事務	地方公共団体事務+任意事務	
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 保育士・介護支援専門員の登録 国民健康保険事業(財政運営等) 	<ul style="list-style-type: none"> あいりん日雇労働者等自立支援事業 戦没者遺族援護事業(なにわの塔) 重度障がい者在宅介護支援給付金(手当支給等) 	<ul style="list-style-type: none"> 医療計画の策定 医療法人の設立認可等 	<ul style="list-style-type: none"> 地方独立行政法人大阪市民病院機構の支援等 周産期緊急医療体制整備事業 	広域
政令指定都市	<ul style="list-style-type: none"> 保育人材確保事業(潜在保育士) 児童養護施設の設置認可等 	<ul style="list-style-type: none"> 心身障がい者扶養共済事業(年金支給等) 緊急母子一時保護事業(窓口除く)、DV等対策事業(都・区) 	<ul style="list-style-type: none"> 難病等医療費助成(指定難病) 精神保健福祉センター 病院の開設許可 動物取扱事業者の登録 	A:1回目・B:2回目	
中核市	<ul style="list-style-type: none"> 保育所の設置認可等、養護老人ホームの設置認可等 身体障がい者手帳の交付 	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所児童等保護育成事業 習い事・塾代助成事業(都・区) こども医療費助成(都・区) 	<ul style="list-style-type: none"> 難病等医療費助成(小児特定疾病対策等) 犬・ねこの引取り 	<ul style="list-style-type: none"> 重症心身障がい児者医療コーディネート事業 	
一般市	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の設置(政令指定の団体に限る) 		<ul style="list-style-type: none"> 保健所の設置 		
	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、養護老人ホームの設置 生活保護(市・福祉事務所設置町村) 介護保険事業 国民健康保険事業(保険料賦課・徴収等) 		<ul style="list-style-type: none"> 保健センターの設置 健康増進事業の実施 定期の予防接種 結核に係る健康診断 母子健康手帳の交付 埋葬、火葬の許可 		

※ 末尾に(都・区)と記載している事業は、東京都でも特別区でも実施しているもの

4 広域事務に関する事例

4. 広域事務に関する事例（1 / 6）

まちづくり

東京都の事例

【東京駅駅舎の保存・復元と容積移転の活用】



- 特例容積率適用地区制度を活用し、東京駅駅舎の保存・復元に必要な200%分を残して、残りの容積率を周辺地区に移転する都市計画を決定
- **東京駅駅舎の指定容積率900%のうち、約700%を周辺施設に活用**

(参考)特例容積率適用地区

- 一定要件を満たすことで、関係権利者の合意に基づき、地区内における他の敷地の未利用容積を活用できる制度

出典:第13回都市計画制度小委員会(国土交通省)参考資料等をもとに作成

【日本橋二丁目地区のまちづくり】



- 都市再生特別地区制度を活用し、日本橋二丁目地区で**国内最大規模となる容積率緩和を都市計画決定(800%、700%→1990%)**

(参考)都市再生特別地区

- 既存の用途地域等に基づく用途、容積率等の規制を適用除外とした上で、自由度の高い計画を定めることができる都市計画制度
- 都市計画権限を有するのは都道府県及び政令指定都市のみ

出典:第4回都市の個性の確立と質や価値の向上に関する懇談会(国土交通省)資料等をもとに作成

4. 広域事務に関する事例（2/6）

産業・経済政策

東京都の事例

【成長戦略の策定】



出典:東京都ホームページ

- 東京都が一元的に策定「2050東京戦略 ～東京 もっとよくなる～」(2025.3)
- 各特別区では、総合計画を策定。各特別区の区域を越えて圏域経済を牽引する成長戦略に相当するものは策定されていない

【「国際金融都市・東京」構想】



出典:東京都国際金融都市note

- 世界第3位の経済規模や潤沢な個人金融資産等の強みを活かし、世界・アジアの金融ハブの実現に向けて取組みを推進
- フィンテック企業の誘致・創業・成長支援やシティ・オブ・ロンドンと連携した金融フォーラム、プロモーション活動等を実施

【アジアヘッドクォーター特区】



出典:Invest Tokyoホームページ

- 東京が日本全体の経済成長を牽引し、アジアの拠点としての地位を維持するため、国際戦略総合特区として国から指定
- 規制の特例や税制・財政・金融上の支援措置を活用して、グローバル企業のアジア統括拠点や研究開発拠点等を誘致

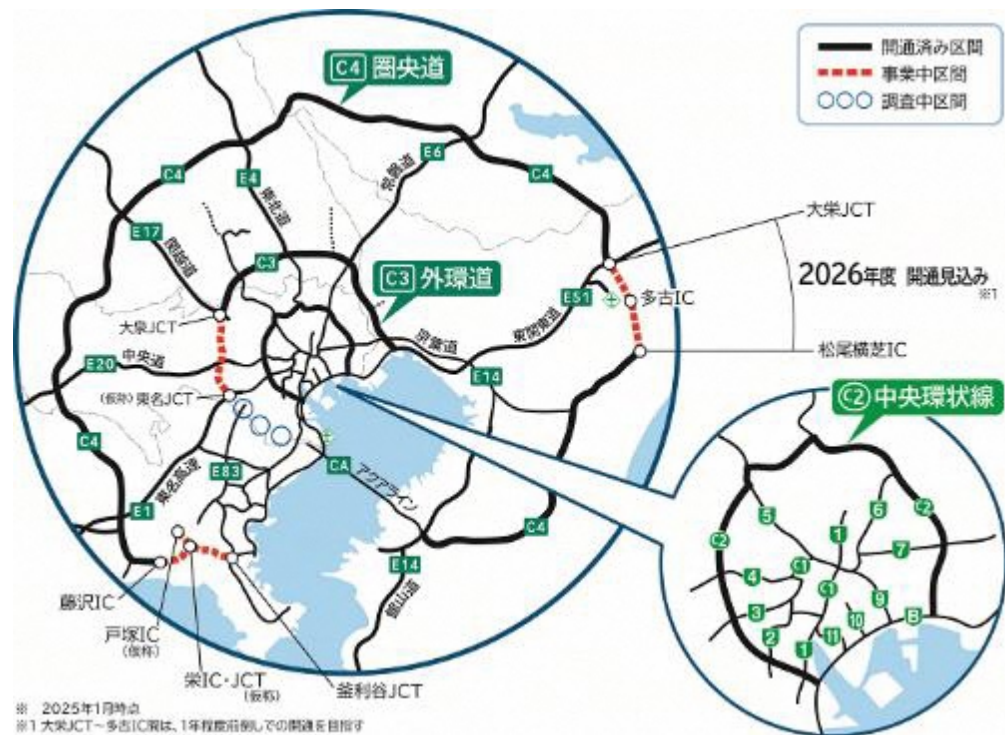
4. 広域事務に関する事例 (3/6)

交通ネットワーク(高速道路)

東京都

【首都圏3環状道路】 1路線は完成、2路線を整備中

- 首都高速中央環状線は整備済み
- 「東京外かく環状道路」と「首都圏中央連絡自動車道」は整備中



出典:国土交通省 関東地方整備局 ホームページ

大阪府

【大阪都市再生環状道路】 完成に向けて、整備中

- ミッシングリンクとなっている、淀川左岸線(2期、延伸部)を整備中



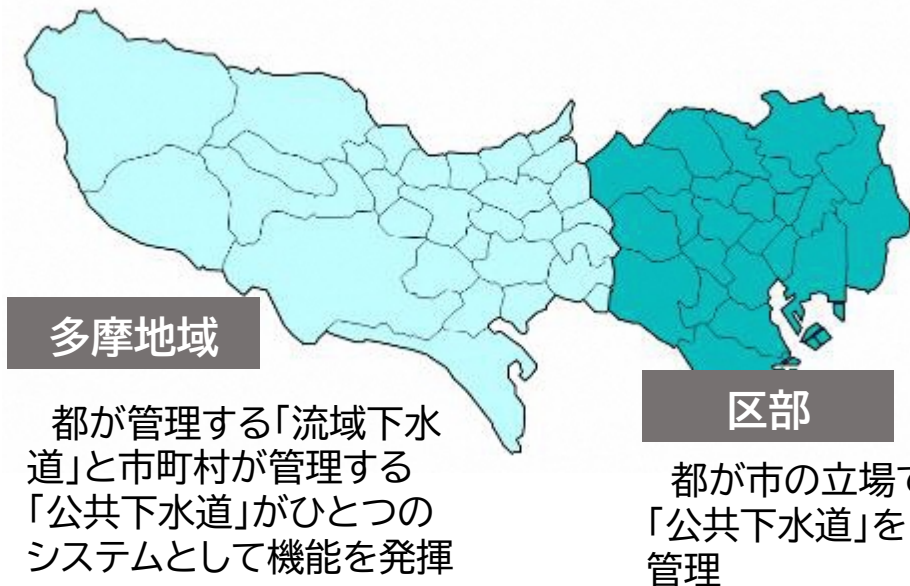
出典:大阪府・大阪市「Beyond EXPO 2025 骨子(案)」

4. 広域事務に関する事例（5 / 6）

下水道

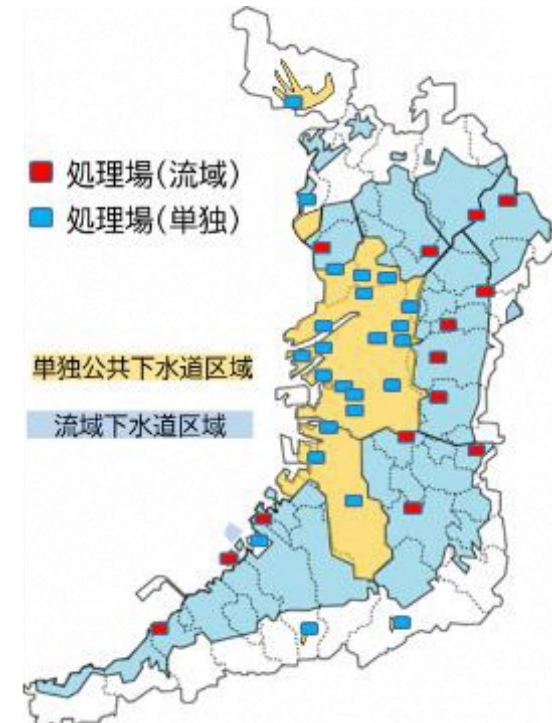
東京都

- 区部では、家庭等からの排水を受け入れる枝線、大規模な幹線、水再生センター等の施設を全て管理
- 多摩地域では、枝線等は各市町村が管理。都は流域下水道として、幹線や水再生センター等の基幹施設を管理



大阪府

- 流域下水道は、大阪府が管理
※ 2以上の市町村の区域における下水を排除・処理する下水道
- 単独公共下水道は、大阪市を含む9市町が管理
※ 1つの市町村が自らの区域内的の下水を排除・処理する下水道
- 流域関連公共下水道は、能勢町を除く42市町村が管理
※ 流域下水道に接続するための各市町村の下水道



4. 広域事務に関する事例（6/6）

消 防

東京都

- 東京消防庁が、区部を直接所管、稲城市以外の多摩地域の市町村から受託することで、都域の消防のほぼ一元化を実現(都人口の99.2%)

【1ブロック／5消防本部】

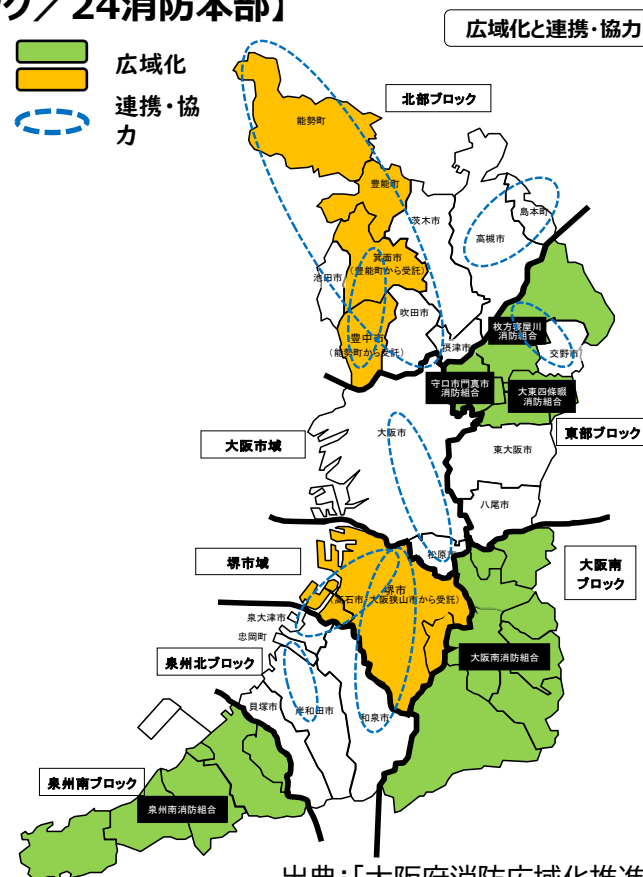


出典:第9回副首都推進本部会議(2017年6月20日)資料をもとに作成

大阪府

- 43市町村のうち、単独消防が16本部、一部事務組合が5本部(20市町村)、委託方式が3本部(7市町)

【7ブロック／24消防本部】



出典:「大阪府消防広域化推進計画(令和7年3月改定)」をもとに作成